平成２３年（フ）第２１３号
長野市三本柳西２丁目60番地　パレフレール三本柳103号
破産者　株式会社サンタの創庫
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
長野市三本柳西２丁目60番地　パレフレール三本柳103号
破産者　有限会社メディアネットワーク
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２８６号
大阪市中央区内平野町２丁目１番13号
破産者　有限会社かとう写植
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３７７号
大阪市中央区安土町２丁目４番５号
破産者　有限会社シンプル
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６０７号
大阪府松原市小川１丁目16番15号
破産者　株式会社アド・グローバル
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８９５号
大阪市天王寺区空清町11番19号
破産者　パテリア株式会社
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９２１号
大阪市中央区瓦屋町３丁目５番15号
破産者　株式会社フタバ
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４４号
大阪市旭区生江３丁目２番７号
破産者　日産チエリー旭販売株式会社
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６５４号
堺市中区深井清水町1463―１、商業登記簿上の本店所在地堺市西区浜寺石津町中四丁11番16号　アーベインコート303号
破産者　株式会社イッセイ
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
鳥取県倉吉市山根583番地３
破産者　株式会社アセンド
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６９号
北九州市八幡西区幸神２丁目２番５―201号
破産者　有限会社サニーサイドアップ
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６８６０号
東京都中野区若宮３丁目34―６―101
破産者　菊間由美子（旧姓本石）
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３号
東京都三鷹市井の頭３丁目14番26号
破産者　竹田　　博
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６５号
東京都町田市大蔵町497番地１
破産者　有限会社ＦＩＮＥ　ＵＰ
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４０号
東京都八王子市東浅川町545番地１ダイアパレス高尾309号
破産者　峰尾　安幸
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６８７号
東京都小金井市本町１丁目３番１号
破産者　有限会社永井工業
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６８８号
東京都小平市喜平町３丁目３番15―301号
破産者　永井　裕二
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６８９号
東京都小平市喜平町３丁目３番15―301号
破産者　永井佐代子
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４３１号
宮城県大崎市古川荒谷字新銘釼25番地
破産者　有限会社足利設備
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１７号
福井県大野市蕨生74号９番地の２
破産者　有限会社大恵物流
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８６号
静岡市駿河区南安倍３丁目19番29号
破産者　有限会社ストロベリー
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部